

## 第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について

令和3年12月9日

## 1. 背景：循環基本計画の点検について

- 現行の第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月に閣議決定。以下「循環基本計画」という。）では、評価及び点検について、2年に1回程度、計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を行うことを定めている。

## ＜第四次循環型社会形成推進基本計画＞（抄）

## 6. 2. 中央環境審議会での進捗状況の評価・点検

中央環境審議会は、2年に1回程度、本計画の着実な実行を確保するため、本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行う。

- 点検作業においては、循環基本計画の7つの柱ごとに設定している国が実施すべき取組、指標について、評価及び点検を行うとともに、点検を実施するそれぞれの年度において重点点検分野を定めることとしている。

## ＜第四次循環基本計画の7つの柱＞

- ① 持続可能な社会づくりとの統合的取組
  - ② 多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化
  - ③ ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
  - ④ 適正処理の更なる推進と環境再生
  - ⑤ 万全な災害廃棄物処理体制の構築
  - ⑥ 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進
  - ⑦ 循環分野の基盤整備
- 第1回の点検においては、②「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、⑤「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、⑥「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」の3つの重点点検分野の進捗状況について評価及び点検を実施したほか、廃棄物処理分野における新型コロナウイルス感染症への対応についても部会で議論の上、報告書として令和2年11月に取りまとめた。

(<http://www.env.go.jp/recycle/mat01-4-36.pdf>)

## 2. 温対計画の閣議決定について

- 日本は、2021年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明。第204回国会で成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正では、2050年カーボンニュートラ

ルを基本理念として法定化した。これらを踏まえて、地球温暖化対策推進法に基づく地球温暖化対策計画（温対計画）が改定された（令和3年10月22日閣議決定）。

- 今般の温対計画においては、地球温暖化対策の基本的考え方のひとつとして環境・経済・社会の統合的向上の考え方が示され、その中で3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーへの移行が位置づけられた。
- 加えて、目標達成のための対策・施策のうち、廃棄物分野におけるエネルギー起源・非エネルギー起源二酸化炭素、一酸化二窒素及びメタンについての対策・施策の1つとして、循環経済工程表の今後の策定に向けた具体的検討が定められた。詳細は別添1「温暖化対策計画（抄）」参照。

### 3. 循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について（案）

- 現行の循環基本計画に基づく施策について、昨秋以降進展した2050カーボンニュートラルへの取組の観点から評価・点検が必要な状況。既に、本年8月には、「廃棄物・資源循環分野における2050年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」を中環審循環部会でご議論いただいております、「循環経済アプローチの推進などにより資源循環を進めることを踏まえたものとなるよう、まずは『2050年CNに向けた廃棄物・資源循環分野の基本的考え方』を整理した本中長期シナリオ案を出発点に、製造、流通、販売、消費・使用、廃棄等のライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の可能性について、各分野と意見交換を進めることが重要」としたところ。
- これらを踏まえ、今般実施する第2回の点検では、③「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」を重点点検分野と設定するとともに、これと密接に関連する分野（①持続可能な社会づくりとの統合的取組、②多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化、④適正処理の更なる推進と環境再生、⑥適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進 など）についても評価・点検を行うものとする。
- 評価・点検結果については、温対計画の記載も踏まえ、循環経済工程表として取りまとめ、ライフサイクル全般での資源循環に基づく脱炭素化の取組の推進を図る。

### 4. 点検・評価の視点

- 循環型社会部会においては、例えば、以下の視点も踏まえて、点検、評価を行ってはどうか。

・ 社会全体の3R+Renewableを基盤とした資源生産性向上を進めるための循環経済アプローチの在り方やデジタル技術の活用について

(参考)循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス等を通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

我が国においては、循環型社会形成推進に関する法制度（注：循環型社会基本法（平成12年法律第110号）等）の下、行政・経済界・国民等の各主体の協同により3R及び循環経済の実績を積み上げてきた。（令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書、一部改変）

- ・カーボンニュートラルに向けたサプライチェーン・バリューチェーンの在り方について
- ・持続可能な社会に必要な物資の安定的な供給に関する廃棄物・資源循環分野の貢献について
- ・寿命が長期間となる耐久財（住宅・建築物、自動車等）について、2050年を見据えた資源循環の観点からの考え方について
- ・第4次循環基本計画の重点分野の一つである「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」に記載のある施策
  - プラスチック
  - バイオマス（食品、木など）
  - ベースメタルやレアメタル等の金属
  - 土石・建設材料
  - 温暖化対策等により新たに普及した製品や素材
- について、2050カーボンニュートラルへの取組の観点も踏まえて、施策の実施状況や強化すべき施策の方向性について
- ・廃棄物処理施設の立地と地域の脱炭素化に貢献する廃棄物処理システムについて
- ・関係主体の連携の在り方について

## 5. 具体的な検討の進め方

### ① 検討の場：

- 循環基本計画の審議及び同計画の点検を担う、中央環境審議会の循環型社会部会において検討（計5回程度の審議を予定）を行う。

② 検討の進め方：

- 工程表に対して、案の事前検討段階から広く国民の意見を反映させるために、事前の意見募集手続（パブリックコンサルテーション、12月～1月実施。詳細は別添2「循環経済を最大限利用した将来像及びそのアプローチに対する意見＜意見様式＞」参照）と関係主体の参加によるワークショップ（1月～2月頃開催予定）を実施する。
- パブリックコンサルテーションの結果を踏まえ、年明け以降に素案を作成し、以後、循環部会にて議論する。工程表案を春頃に示した後、取りまとめ案に対するパブリックコメントを経て、来年夏頃の循環部会で取りまとめる。

## 第1章 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

### 第1節 我が国の地球温暖化対策の目指す方向

#### 第2節 地球温暖化対策の基本的考え方

##### 1. 環境・経済・社会の統合的向上

地球温暖化対策の推進に当たっては、我が国の経済活性化、雇用創出、地域が抱える問題の解決、そしてSDGsの達成にもつながるよう、地域資源、技術革新、創意工夫をいかし、AI、IoT等のデジタル技術も活用しながら、環境・経済・社会の統合的な向上に資するような施策の推進を図る。

具体的には、経済の発展や質の高い国民生活の実現、地域の活性化、自然との共生を図りながら温室効果ガスの排出削減等を推進すべく、徹底した省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの最大限の導入、技術開発の一層の加速化や社会実装、ライフスタイル・ワークスタイルの変革、3R（廃棄物等の発生抑制・循環資源の再使用・再生利用）+Renewable（バイオマス化・再生材利用等）をはじめとするサーキュラーエコノミーや自然生態系による炭素吸収・蓄積という生態系サービスの長期的な発揮を含む自然共生社会への移行、脱炭素に向けた攻めの業態転換及びそれに伴う失業なき労働移動の支援等を大胆に実行する。「労働力の公正な移行」はパリ協定において必要不可欠と規定されており、働きがいのある人間らしい雇用や労働生産性の向上とともに実現していくことが重要である。また、我が国には地域に根差した企業が多数存在していることから、労働力に加え、地域経済、地場企業の移行を一体的に検討する必要がある。

環境・経済・社会の統合的向上という方向性を国民、国、地方公共団体、事業者等の全ての主体で共有し、協力してこの具体化に向け実際に行動していくことが非常に重要である。

## 第3章 目標達成のための対策・施策

### 第2節 地球温暖化対策・施策

#### 1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

##### （1）温室効果ガスの排出削減対策・施策

##### ① エネルギー起源二酸化炭素

##### B. 業務その他部門の取組

##### （1）その他の対策・施策

##### ○廃棄物処理における取組

温室効果ガスの排出削減にも資する3R+Renewableを推進するとともに、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号。以下「循環法」という。）に基づく循環型社会形成推進基本計画（以下「循環計画」という。）の第5次計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するため

の工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う。その上で、廃棄物処理施設における廃棄物発電等のエネルギー回収や廃棄物燃料の製造等を更に進める。また、廃棄物処理施設やリサイクル設備等における省エネルギー対策、EVごみ収集車等の導入によりごみの収集運搬時に車両から発生する温室効果ガスの排出削減を推進する。

## ② 非エネルギー起源二酸化炭素

### ○廃棄物焼却量の削減

循環法に基づく循環計画に定める目標、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行うことにより、石油を原料とする廃プラスチック・廃油などの廃棄物の焼却量を削減する。具体的には、市町村の分別収集の徹底及びごみ有料化の導入、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）や個別リサイクル法に基づく措置の実施、廃油のリサイクルの促進等により、廃棄物の発生を抑制し、また、再生利用を推進し、廃プラスチック・廃油などの廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減する。

## ③ メタン

### ○廃棄物最終処分量の削減

循環法に基づく循環計画に定める目標や廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行う。具体的には、市町村の処理方法の見直し及び分別収集の徹底、処理体制の強化等により、生ごみなどの有機性廃棄物の直接埋立量削減を推進し、廃棄物の埋立てに伴うメタン排出量を削減する。

## ④ 一酸化二窒素

### （一般廃棄物焼却量の削減等）

循環法に基づく循環計画に定める目標や、廃棄物処理法に基づく廃棄物減量化目標の達成に向けた3R+Renewableを推進するとともに、第5次循環計画の策定を目指して、サーキュラーエコノミーへの移行を加速するための工程表の今後の策定に向けて具体的検討を行うことにより、一般廃棄物焼却施設における廃棄物の焼却量を削減するとともに、ごみ処理の広域化等による全連続式焼却炉への転換や一般廃棄物焼却施設における連続運転による処理割合の増加により、一般廃棄物焼却施設における燃焼の高度化を進めることにより、廃棄物焼却に伴う一酸化二窒素の排出削減を進める。

<意見様式のイメージ>

「循環経済を最大限利用した将来像及びそのアプローチ」に対する意見を下記のとおり提出します。

意見

1. 意見提出者名：

(法人・団体の場合は法人・団体名及び代表者名並びに本件担当者氏名及び所属部署名)

2. 郵便番号・住所：

3. 連絡先電話番号、電子メールアドレス：

4. 意見：

質問 1 (「循環経済が実現した社会として、日本はどんな社会を目指すと良いと思いますか。」)  
に関する意見：

質問 2 (「循環経済の実現に向けてどのようなアプローチをすれば良いと思いますか。」) に関する意見：